

## 2 地域学校協働活動等（言葉の整理）（郡教頭等研修会資料から）

### ① **地域学校協働活動** とは

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

### ② **地域学校協働本部** とは

従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、平成27年の中教審答申で提言されたもの。

なお、地域学校協働本部は、市町村教育委員会が設置する。

### ③ **コミュニティ・スクール** とは 学校運営協議会制度を導入した学校

〈地教行法：平成29年4月1日施行47条の6〉

**設置努力義務** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

平成30年度「熊本の学び」総合構想会議（第1回）協議内容〈5月開催〉〈学校、家庭、地域の連携〉  
※一部抜粋

○学校運営協議会（CS）を活用するなど、子供たちに身に付けさせたい力を学校・家庭・地域が共有し、連携及び協働によりその実現を図っていくことが大切である。

○CS及び熊本版CSの数も増えているので、今後は、質的な向上が必要である。

### ④ **社会に開かれた教育課程** とは （H28 中教審答申p1・p19～20）

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

①開かれた社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。

②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。

③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

